

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

原文と翻訳とで解釈に相違が生じた場合は、原文が優先されます。原文は[こちら](#)からご覧ください。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、超インフレ表示通貨への換算に関する IAS 第 21 号の修正を公表

目次

背景

本修正

発効日および経過措置

追加情報

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

[Deloitte IAS Plus](#)

[デロイトトーマツの Web サイト](#)

[IFRS 基準別の解説](#)

本 iGAAP in Focus では、2025 年 11 月 13 日に国際会計基準審議会（IASB）から公表された「超インフレ表示通貨への換算」に示される、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正を解説する。

- IASB は、企業が財務諸表を超インフレではない経済の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に金額を換算する場合、（比較対象金額を含め）すべての金額を直近の財政状態計算書日の決算日レートを使用して換算することを要求するよう IAS 第 21 号を修正した。
- さらに、機能通貨および表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業が、その機能通貨が超インフレではない経済の通貨である在外営業活動体を換算する場合、企業は、在外営業活動体の比較対象金額を、IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」の下で比較数値を修正再表示するために使用する一般物価指数を適用して修正再表示する。
- 企業は、新しい換算方法を適用して換算した在外営業活動体に関する要約財務情報を含む、新しい換算方法を適用していることを開示することが要求される。
- 本修正は、2027 年 1 月 1 日以後開始事業年度に発効し、遡及的に適用しなければならず、一定の経過措置がある。

背景

超インフレ経済の機能通貨および表示通貨である企業による、超インフレ経済ではない機能通貨である在外営業活動体の換算の論点は、IFRS解釈指針委員会からIASBに委ねられ、IASBはこの問題に関してIAS第21号の狭い範囲の修正を公表することを決定した。

見解

IASBの検討範囲は、超インフレ経済の表示通貨である企業に限定された。

その結果、本修正は、超インフレ経済の通貨で財務諸表を表示するが、超インフレ経済の機能通貨の在外営業活動体を有する企業に対する要求事項には影響を与えない。

本修正

超インフレ経済ではない機能通貨から超インフレ経済の表示通貨への換算

IAS第21号の修正は、表示通貨が超インフレ経済の通貨であるが、機能通貨が超インフレではない経済の通貨である企業は、比較対象金額を含む財務諸表のすべての金額を、直近の財政状態計算書の日の決算日レートで換算することを要求する。

企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなり、その機能通貨が引き続き超インフレではない経済の通貨である場合、企業は、そのような状況に、在外営業活動体の換算についての通常の方法を（比較対象金額を再換算せず）将来に向かって適用する。すなわち、各財政状態計算書の資産および負債は、当該財政状態計算書の日の決算日レートで換算される。また、収益および費用は取引日の為替レート（または、適切な場合には平均レート）で換算され、結果として生じるすべての為替差額は他の包括利益に認識される。

見解

IASBは、IAS第29号に基づく修正再表示の場合と同様に、すべての金額が現在測定単位で表示されることになることを根拠に、この方法を要求することを決定した。

超インフレの機能通貨および表示通貨の企業による超インフレ経済ではない在外営業活動体の換算

算

本修正は、企業の機能通貨および表示通貨が超インフレ経済の通貨（または異なる超インフレ経済の通貨）であり、超インフレ経済ではない通貨が機能通貨である在外営業活動体の業績および財政状態を当該企業が換算する場合には、当該修正は異なるアプローチを要求する。このような状況では、企業は、IAS第29号34項に従って、以前に公表した財務諸表に含まれていた在外営業活動体の比較対象金額を、以前の報告期間の対応する数値に適用する一般物価指数を適用して修正再表示することが要求される。

見解

IASBは、IAS第29号を適用し、かつ、在外営業活動体を有する企業に新しい換算方法を適用するコストについて利害関係者から提起された懸念に対応するため、この要求事項の導入を選択した。

開示要求

企業が、その業績および財政状態または在外営業活動体の業績および財政状態を、超インフレ経済の通貨でない機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に換算する場合、企業は、財務諸表のすべての金額（すなわち、資産、負債、資本項目、収益及び費用並びに該当する場合には比較対象金額）または在外営業活動体の業績および財政状態を、直近の財政状態計算書日の期末レートで換算しているという事実を開示することが要求される。

企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨であるが在外営業活動体の機能通貨がそうでない場合には、企業は、財務諸表の利用者がこれらの在外営業活動体が企業の業績および財政状態に及ぼす影響を評価できるための在外営業活動体に関する要約財務情報を開示することが要求される。企業は、IAS第29号34項に従って、在外営業活動体に関する比較要約財務情報を、それに対応する過年度の数値に適用する一般物価指数を適用して作成したことを識別するために表示することが要求される。

企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなり、その機能通貨が超インフレ経済の通貨であり続ける場合、企業は、その表示通貨が超インフレ経済の通貨でなくなったという事実を開示することが要求される。IASBは、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の適用に適格であり、適用することを選択した子会社にも、同じ開示要求を追加した。

発効日および経過措置およびコメント期間

企業は、2027年1月1日以後開始する事業年度に本修正を適用することが要求される。

機能通貨および表示通貨が超インフレ経済の通貨（または異なる超インフレ経済の通貨）であり、かつ、機能通貨が超インフレ経済ではない通貨の在外営業活動体の業績および財政状態を換算する企業は、次を行うことが要求される。

- i. 本修正を最初に適用する事業年度の期首から適用する。
- ii. 企業が以前に公表した財務諸表に含まれていた在外営業活動体の比較対象金額を、IAS第29号34項に従って対応する数値に適用する一般物価指数を適用して修正再表示する。
- iii. 在外営業活動体に関する比較要約財務情報を開示し、当該情報が ii を適用して作成されたものであることを識別するために当該情報を表示する。

それ以外に関しては、企業は、IAS第8号「財務諸表の作成基礎」に従って本修正を遡及適用することが要求される。

企業は、IAS第8号28項(f)により開示が要求される情報を開示することを要求されない。同様に、IFRS第19号を適用する企業は、IFRS第19号178項(f)によって要求される情報を開示することを要求されない。

追加情報

本修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DARTへのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ. デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、プロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をベース（存在理由）として継続するデロイトの約 46 万人超の人々の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示、黙示を問いません）をするものではありません。また、DTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人間に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれを法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



TS 669126 / ISO 27001



BCMS 364479 / ISO 22301